

1. 開会日時・場所

日時 令和7年5月23日(金) 午後3時00分  
場所 三原市役所3階 会議室301・会議室302

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員18名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	—
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
		14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

3番 久留本 忠美

3. 議事録署名人

7番 平木 時治 12番 阪井 瑞枝

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介  
農林水産課 主事 下西 隼人

5. 審議事項

第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について  
第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第28号議案 非農地証明申請について  
第29号議案 三原農業振興地域整備計画の変更について  
第30号議案 三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後3時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は18名中、17名で定足数に達しておりますので、第5回総会は成立しております。なお、3番 久留本委員から欠席する旨、通告がありましたので報告いたします。  
会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、7番 平木委員、12番 阪井委員を指名します。

議長 これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。  
議事日程は、日程第1を第25号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第5第29号議案を先に審議します。  
議案書をご覧ください。

議長 日程第5 第29号議案を上程します。  
三原農業振興地域整備計画の変更について、三原市長からの諮問です。  
担当者の説明を求めます。

事務局 議案書8ページをお開きください。第29号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明します。

この三原農業振興地域整備計画の変更は「農業振興地域の整備に関する法律」によるものであり、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項において準用する同条第1項の規定により、令和7年5月14日付け文書番号三農水第300号にて三原市長から意見を求めるものです。

先日議案書とともに送付いたしました「資料29」をご覧ください。

三原農業振興地域整備計画変更の農用地区域除外申出等について説明します。除外については、農用地区域除外申出によるもの13件、農業委員会から行われた非農地証明によるもの1件の計14件を記載しております。また、農用地区域編入申出によるもの計13件、農用地区域変更申出によるもの計1件を記載しております。面積は除外申出によるものが、合計で16,084.00㎡、非農地証明によるものが、合計で14,726.82㎡、編入申出によるものが合計で26,348.00㎡、変更申出によるものが合計で119.33㎡となっております。

地域別では、除外申出によるものが、三原地域で8件、5,439.00㎡、本郷地域で4件、7,398.00㎡、久井地域で1件、3,247.00㎡、非農地証明によるものが、三原地域で1,926.00㎡、大和地域で12,800.82㎡、となっております。

続いて、編入申出によるものが、三原地域で13件、26,348.00㎡、変更申出によるものが、大和地域で1件、119.33㎡となっております。

なお、除外申出によるもののうち、7番、8番は第3種農地に該当し、残る申出はすべて第2種農地となっております。

以上で、第29号議案「三原農業振興地域整備計画の変更」の諮問について説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手願います。

・・・挙手なし・・・

議長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
三原農業振興地域整備計画の変更について、原案のとおり承認することに、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり承認されました。  
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議長 次に、日程第1 第25号議案を上程します。  
農地法第3条の規定による許可申請について、第52件から第54件を審議します。  
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書1ページをご覧ください。第25号議案 農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

説明に先立ち、議案の訂正がありますので説明します。

本議案3件について、各件の譲受人の欄に、経営面積及び世帯員等人員数の記載が漏れておりましたので、追記をお願いいたします。

第52件は、経営面積15,061.36㎡、人員3人です。

第53件は、経営面積1,454.00㎡、人員2人です。

第54件は、経営面積0.00㎡、人員1人です。

それでは議案の説明をいたします。

第52件は、〇〇から本郷北3丁目の〇〇が、本郷町船木〇〇 ほか5筆 地目：田1筆、畑5筆 合計977㎡について、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第53件は、〇〇から大和町の〇〇が、大和町萩原〇〇 地目：田 282㎡を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第54件は、〇〇から、千葉県船橋市の〇〇が、大和町福田〇〇 ほか6筆 地目：畑 合計1,041㎡について、隣接地の住宅に移住予定であり、合わせて農地を譲り受けて新規就農するものです。

以上、申請案件は全て農地法第3条の許可要件を満たしています。

農地法第3条の規定による許可申請についての説明は以上です。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・「挙手なし」・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第3条の規定による許可申請、第52件から第54件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、農地法第3条の規定による許可申請は、全て原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第2 第26号議案を上程します。  
農地法第4条の規定による許可申請について、第9件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書3ページをお開きください。第26号議案 農地法第4条の規定による許可申請について説明します。  
第9件は、〇〇が、大和町福田〇〇 地目:畑 76㎡について、墓地に転用するもので、内容は、墓石2基です。  
申請地の農地区分は、第2種農地です。  
許可基準は、「農業公共投資の対象となっていない小集団の農地」で、「農地法第4条第6項第2号」の「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ない」と認められることに該当します。  
農地法第4条に係る許可申請についての説明は以上です。
- 議 長 事務局の説明が終わりました。  
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・「挙手なし」・・・
- 議 長 補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。  
農地法第4条の規定による許可申請について、第9件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。
- 議 長 次に、日程第3 第27号議案を上程します。  
農地法第5条の規定による許可申請について、第37件から第55件を審議します。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案書4ページから6ページをご覧ください。  
第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。  
説明に先立ち、議案の訂正がありますので説明します。  
本議案の第45件から第47件について、各件の転用目的の欄に、太陽光パネルの棟数について

て「6棟」との記載を「7棟」へ訂正をお願いします。

議案の訂正は以上です。

それでは、議案の説明をいたします。

第37件は、〇〇から、〇〇株式会社が、小坂町〇〇外1筆 地目：田 合計2筆 1,580㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル158枚、9棟、発電量49.5kW規模を設置するものです。

第38件から第48件、第50件及び第51件は、譲受人が株式会社〇〇で、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用する案件であるため、合わせて説明します。

第38件及び第39件は同一事業で、

第38件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 349㎡、

第39件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 624㎡、合計973㎡に、太陽光パネル5棟を設置するものです。

第40件から第43件は同一事業で、

第40件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 265㎡、

第41件は、譲渡人 〇〇及び〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 260㎡、

第42件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 424㎡、

第43件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 297㎡、合計1,246㎡について、太陽光パネル4棟を設置するものです。

第44件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇外2筆 地目：田 合計1,598㎡について、太陽光パネル10棟を設置するものです。

第45件から第47件は同一事業で、

第45件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 312㎡、

第46件は、譲渡人 〇〇、〇〇及び〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 794㎡、

第47件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇 地目：田 853㎡、合計1,959㎡について、太陽光パネル7棟を設置するものです。

第48件は、譲渡人 〇〇、沼田1丁目〇〇外2筆 地目：田 合計1,823㎡について、太陽光パネル4棟を設置するものです。

第50件及び第51件は同一事業で、

第50件は、譲渡人 〇〇、新倉3丁目〇〇 地目：田 788㎡、

第51件は、譲渡人 〇〇、新倉3丁目〇〇外1筆 地目：田 合計650㎡について、太陽光パネル5棟を設置するものです。

なお、全てパネル枚数は168枚、発電量は49.5kW規模です。

順番戻りまして、第49件は、〇〇から株式会社〇〇が、沼田1丁目〇〇 地目：田 471㎡について、所有権移転を受け、資材置場に転用するものです。内容は防草シート5本、架台ラック3セット、フェンス資材3セットです。

本件について、補足説明いたします。本件は、周囲の太陽光発電施設のメンテナンスを目的として資材置場に転用するもので、他の用途に用いる意図はない旨は事業者を確認しております。なお、資材置場への転用につきましては、国から通達も示されており、資材置場として転用許可を得ながら太陽光発電施設に転用する事例が少なくないことから、転用許可後3年間程度は事業経過を注視するような指導が出ております。このため、事務局としても注意していくよう考えております。

第52件は、〇〇から、株式会社〇〇が、高坂町真良〇〇 地目：田 474㎡ 併用地、雑種地1筆501㎡、合計975㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル136枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第53件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 1,364㎡、(東本通土地区画整理事業区域内仮換地〇〇街区〇〇 873.76㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、分譲宅地6区画です。

第54件は、〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 433㎡、(東本通土地区画整理事業区域内仮換地〇〇街区〇〇 275.44㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第55件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町上北方〇〇 地目：田 902㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル190枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第53件及び第54件が第3種農地で、その他の案件は第2種農地です。

許可基準については、第53件及び第54件は、農地法第5条第2項第1号ロ(1)「市街地の

区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第5条第2項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第5条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

8 番

第37件から第51件について、譲受人の太陽光発電事業者は3社ですが、担当者は同じ人です。当該案件の申請地である沼田1丁目は、国道2号線三原バイパスの新倉出入口近くにある福山通運の北側に位置するのですが、以前から太陽光発電事業用地として団地化しています。当該案件の担当者は以前から沼田地区を担当しており、当該地域の草刈り等出合作業のとき応援に行っており、町内会長や町内会の役員と信頼関係が厚いようであり、当該案件の担当者へ事業を任せたいと言われているということを知りました。また第49件については、太陽光発電事業に転用する案件のなかで1件のみ資材置場へ転用する案件であり、所有権を移転して転用する許可を受けた後に、当該地を転売するのではないかと思ひ、その旨を担当者へ確認したところ、転売はしないとの回答があったことを補足しておきます。

議 長

他に補足説明はありませんか。

・・・「挙手なし」・・・

議 長

他に補足説明等ないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

18 番

先程の補足説明に関連して、第49件を除く第38件から第51件について、転用面積が合計で約9,000㎡と広いのですが、大雨が降った際の排水等周辺への影響はどうか。

事務局

当該案件の排水については、転用許可申請書の添付書類である、太陽光パネル配置図に図示された経路及び被害防除措置計画書で排水計画、雨水処理の方法を確認しています。

8 番

先程の排水の質問に関連して、当該案件の排水経路について、申請地は田を転用するため、土砂が田に流れて排水が悪くなっている可能性がある。沼田1丁目は大きな水桁が沼田川に流れ込むようになっているのだが、例えば桁が詰まっている場合に水捌けを良くしてほしいとの連絡はどこにすれば良いのか。

会 長

沼田川の管理については、広島県東部建設事務所三原支所管理課へ連絡してください。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第5条の規定による許可申請、第37件から第55件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第4 第28号議案を上程します。

非農地証明申請について、第17件から第21件を審議します。

議 長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書7ページをご覧ください。第28号議案 非農地証明申請について説明します。

第17件は、〇〇から、高坂町許山〇〇 地目：田 604㎡について、昭和50年頃から耕作放棄し、現況：山林として、申請されています。

第18件は、〇〇から、大和町福田〇〇 地目：田 1,095㎡について、平成6年に消防格

納庫施設及び〇〇地区の農機具倉庫を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。本件は、ほ場整備事業の施行区域内にあります。事業施行当時、旧大和町から消防施設を設置する要望を受け、また、地区の農機具倉庫も設置することとなり、平成6年に各建物を建築し、平成9年に非農用地区域として換地されたものです。農機具倉庫については、当初、地区の農機具倉庫として使用されていましたが、現在は申請者に譲渡されており、申請者の農機具等が保管されている状況です。なお、消防施設の設定については、農地法施行規則第29条第1項第7号の規定により、農地法の許可は不要となっております。本件は、申請地の空き地部分の今後の土地利用を検討するうえで、地目の整理が必要となったため、申請されたものです。

第19件は、〇〇から、大和町和木〇〇 地目：畑 160㎡について、昭和48年に倉庫を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。

第20件は、亡〇〇相続財産管理人 〇〇から、大和町椋梨〇〇外1筆 地目：田 合計2,573㎡について、昭和50年頃から耕作放棄し、現況：原野として、申請されています。

第21件は、〇〇から、大和町上草井〇〇 地目：畑 410㎡について、平成5年に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。

申請地の農地区分は、第18件が第1種農地で、その他は全て第2種農地です。

非農地証明申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・「挙手なし」・・・

議長

補足意見がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

非農地証明申請、第17件から第21件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。

議長

次に、日程第6 第30号議案を上程します

三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、審議します。

議長

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書9ページをご覧ください。第30号議案 三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について説明いたします。

改正の趣旨に付きましては、刑法等の一部を改正する法律（令和4年6月17日 法律第67号）の施行により、「懲役」及び「禁錮」が廃止され、「拘禁刑」に一元化されることに伴い、規則の一部を改正するものです。

改正する内容は、規則第3条第2号、様式第1号、様式第2号及び様式第3号中にある「禁錮」の文言を「拘禁刑」に改めるものであり、当該議案に同意を頂きましたら、刑法等の一部を改正する法律の施行日である令和7年6月1日付けで施行します。

なお、三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則については、三原市農業委員会業務資料のP7にてご確認ください。

三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

- 議 長 質疑なしと認めます。これより採決に入ります。  
三原市農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、原案のとおり決定することに、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。  
よって、本議案は原案のとおり決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。  
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について  
○農地法第3条の3第1項(権利取得の届出) 8件  
○農地法第5条の規定による農地転用届出受理 1件  
○農地改良届出受理 2件  
○取消願 10件
- 事務局 2 その他  
○今後の日程  
令和7年第6回定例総会 6月25日(水)14時
- 議 長 その他、何かありませんか。  
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。  
ご苦労さまでした。

閉会 午後3時47分

令和7年6月25日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上